

平成27年10月

各 位

全国地産地消推進協議会
会 長 小 泉 武 夫

全国地産地消推進協議会への参加のお願い

地産地消の活動が、全国において更に活発に取り組まれるよう、地産地消に取り組んでおられる皆さんが情報交換や連携を緊密にしていくことが重要であると考え、その主体として、平成18年度に「全国地産地消推進協議会」を立ち上げ、広く参加を呼びかけております。

本協議会では、これまで地産地消推進フォーラムを主催し、地産地消優良活動の表彰などを実施してきており、引き続き同様の活動を行っていく予定としています。

つきましては、協議会の趣旨にご賛同いただける場合には、参加承諾書（別紙）を、メール又はFAXにて、以下の提出先にご提出いただければ幸いです。

なお、協議会への参加に当たりましては、入会金や年会費等の負担はございません。

<お問い合わせ先・参加承諾書提出先>

農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課
担当：国産消費企画班
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3502-8111（内線3803）
03-6744-2352（直通）
FAX 03-6744-2013
E-mail chisan_chisyo@nm.maff.go.jp

(別紙)

参 加 承 諾 書

平成 年 月 日

全国地産地消推進協議会の設立趣旨に賛同し、協議会に【個人会員・団体会員】として、参加します。

※個人会員・団体会員のいずれかに○をしてください。

氏名(団体名)

〒

住 所

連絡先 TEL

FAX

mail

(団体における担当者氏名)

※協議会員へのお知らせはメールで行いますので、
メールアドレスは必ず記載ください。

協議会役員等

会 長 小 泉 武 夫
(東京農業大学名誉教授)

副会長 永 木 正 和
(筑波大学名誉教授)

幹 事 秋岡榮子 (経済エッセイスト)
小泉浩郎 (山崎農業研究所事務局長)
野見山敏雄 (東京農工大学大学院教授)
蓮尾隆子 (家庭栄養研究会副会長)
松井孝典 (千葉工業大学惑星探査研究センター所長)
一般財団法人消費科学センター
一般社団法人全国消費者団体連絡会
主婦連合会
公益社団法人日本栄養士会
公益社団法人全国学校栄養士協議会
全国学校給食会連合会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本チェーンストア協会
一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構
独立行政法人農畜産業振興機構
全国農業協同組合中央会
JA全国女性組織協議会
公益財団法人日本特産農産物協会
(敬称略、順不同)

全国地産地消推進協議会設立趣意書

1. 趣旨

地産地消は、もともと、地域で生産されたものをその地域で消費することを意味する言葉であります。平成17年3月に策定された食料・農業・農村基本計画においては、単に地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域の消費者のニーズに合ったものを地域で生産するという側面も加え、「地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が、生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図る」と位置付けられています。

また、地産地消は、地域で自発的に盛り上がりをもてきた活動であり、平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」にも盛り込まれるなど、教育や文化の面も含んだ多様な側面を有しており、固定的、画一的なものではなく、柔軟性・多様性をもった地域の創意工夫を活かした取組となることが必要とされています。

こうした地産地消の活動を全国的なより大きな運動として推進するためには、有識者や消費者・消費者団体、食品産業の事業者、農業者・農業団体、地方公共団体等の地産地消に取り組む関係者等が広く参集し、地産地消に関する情報発信・普及啓発、ノウハウの提供や情報交換を行うことが重要であります。

このため、地産地消を推進する関係者やその活動を支援する団体等により情報交換、情報提供等を行い、それぞれの連携を促進することにより、個々の取組をバックアップするとともに、地産地消の全国展開を図ることを目的として、「全国地産地消推進協議会」を設立するものであります。

2. 事業内容

- (1) 地産地消の推進についての情報交換
- (2) 地産地消の推進についてのノウハウ及び情報の提供
- (3) 地産地消優良活動の表彰
- (4) その他地産地消を推進するために必要な事業

3. 協議会の会員

協議会の会員は、全国において地産地消を推進する個人及び団体並びに地産地消活動を支援する個人及び団体であって、協議会の設立趣旨に賛同する者として、全国から募集します。

平成18年11月

全国地産地消推進協議会

全国地産地消推進協議会規約

制定 平成18年12月27日

一部改正 平成25年10月17日

一部改正 平成26年3月18日

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、全国地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、地産地消を推進する関係者、その活動を支援する団体等による情報交換、情報提供等を行い、それぞれの連携を促進することにより、個々の取組をバックアップするとともに、地産地消の全国展開を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地産地消の推進についての情報交換
- (2) 地産地消の推進についてのノウハウ及び情報の提供
- (3) 地産地消優良活動の表彰
- (4) 地産地消給食等メニューコンテストの実施
- (5) その他地産地消を推進するために必要な事業

第2章 会員等

(会員)

第4条 協議会の会員は、全国において地産地消を推進する個人又は団体若しくは地産地消活動を支援する個人又は団体であって、協議会の設立趣旨に賛同する者とする。

2 会員は、協議会の設立趣旨に賛同する個人又は団体の申し出又は現会員の推薦に基づき、総会又は幹事会の承認を経て追加できるものとする。幹事会の承認により会員が追加された場合にあっては、その幹事会の開催の日の直後に開催される総会で報告を行うものとする。

3 会員は、協議会の活動に積極的に参加するものとする。

(変更の届出)

第5条 会員は、個人会員にあつては、氏名及び連絡先住所について、団体会員にあつては、団体の名称、所在地及び代表者の氏名について変更があつた場合には、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(脱会)

第6条 会員は、協議会に届け出ることにより協議会を脱会できるものとする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 前項の役員は、会員の中から総会で選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

第4章 総会

(総会種別等)

第12条 総会は毎年1回以上会長が招集する。

2 前項で定める以外に、会長が必要と認めた場合には、臨時に総会を招集する。

(総会招集)

第13条 総会の招集に当たり、会長は、少なくとも開催の7日前までに、会議の日時、場所及び第条第1項(1)の事項を会員に通知しなければならない。

(総会議決方法等)

第14条 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

2 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

3 総会の議長は、会長とする。

(総会議決事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 事業報告に関すること。
- (3) 会員の加入に関すること。
- (4) 協議会の会員としてふさわしくない行為を行った会員の除名。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の加入及び除名

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第19条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会員の中から会長が推薦した者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、会長が適当と認めた場合には、書面等による開催とすることができる。

4 幹事会の議長は、会長又は会長が幹事の中から指名した者とする。

(幹事会の議決及び協議事項)

第20条 次の各号に掲げる事項は、幹事会においてこれを決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 会員の加入に関する事。
- (3) 優良活動表彰に関する事。
- (4) メニューコンテストに関する事。

2 前項で決した事（(1)を除く。）については、総会に会長が報告するものとする。

3 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (2) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

(幹事会の議決方法)

第21条 幹事会の議事は、幹事の過半数が出席しなければ、決することができない。

2 幹事は、幹事会において、各1個の議決権を有する。

3 幹事会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。ただし、第19条第3項の規定により、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「会長の指定した期日までに書面等の提出がなされた者」と読み替えるものとする。

(幹事会の議事録)

第22条 幹事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会員の加入
- (2) 優良活動の表彰
- (3) メニューコンテストの実施

3 議事録は、議長及び当該幹事会に出席した幹事のうちからその幹事会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第23条 協議会の庶務については、農林水産省の協力のもと、事務局を会長が適当と認めた団体等に置く。

附 則

- 1 この規約は、平成18年12月27日から施行する。
- 2 この規約は、平成25年10月17日から施行する。
- 3 この規約は、平成26年3月18日から施行する。